

## 復興支援フォーラムニュース No.27

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html> )

<事務連絡先 今野順夫([tkonno67@gmail.com](mailto:tkonno67@gmail.com)) 中井勝己(024-548-8313)>

### 「原発事故子ども・被災者支援法の概要と問題点について」

今野順夫 (福島大学名誉教授)

はじめに

<災害法制> 「災害対策基本法」(一般法)(緊急対応⇒第一次的責任は市町村)

⇒被災者を救助・保護: 「災害救助法」(特別法) / 避難所・炊き出し・仮設・  
(実施責任=都道府県)

⇒「被災者生活再建支援法」(住宅の再建・・・)

(避難者支援法制)

「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」(2011)

<行政事務を避難先でも行える⇒行政の便宜>

\* 県外の支援 (従来は災害救助法35条「都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。」)

(避難する権利を巡る国際動向)

「国内強制移動に関する指導原則」(1998国連人権委員会)

「自然災害時における人々の保護に関する I A S C 活動ガイドライン」2006

- ①被災者は、避難するかとどまるかを決定する権利あり。
- ②避難する場合は安全な場所が確保される権利がある。
- ③避難は強制的か自主的かを問わず尊重される。
- ④危険物質から保護される。等

「チェルノブイリ法」(1991)

年間1ミリシーベルト以上の被ばく量の地域を「避難の権利地域」と定めて、  
避難者と在留者の双方に医療、住居、仕事などの現物支給を含む補償を国が行う。

⇒ 我が国での避難者支援法制の必要性

#### 1. 避難状況と避難者等の実態

##### ①福島県から県外への避難状況

(復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」の福島分抽出)

\* 2011. 6. 2~2012. 11. 1 推移 (6/2=38, 896人⇒3/8=62, 831人⇒11/1=58, 608)

\* 避難先場所 (11/1) 住宅等47, 163人、その他(親戚宅等) 11, 274人、避難所

②県外避難の子ども（各市町村別、県内・県外、4/1⇒10/1）

＊4/1 30,109人（県内12,214人・県外17,895人）

⇒10/1 30,968人△859人（13,998人△1,784人・16,970人▼925人）

県外への避難増（福島市・会津若松市・白河市・須賀川市・相馬市・桑折町・川俣町・鏡石町・会津美里町・西郷村・埴町・平田村・古殿町・三春町・小野町・大熊町・葛尾村）・・・中通りからの避難増

③避難生活の実態に関するアンケート調査結果（東京都56%、山形県16%、山梨県15%）

<2012.9.11東京災害支援ネット（とすねっと）>（「賃金と社会保障」1571号）

避難者（政府による避難指示地域在住者＋「自主避難者」）

④被災地（高放射線地域）の居住者

## 2. 法律の制定

2012.6.21成立・6.27公布・施行「原発事故子ども・被災者支援法」（「支援法」）

（「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）

**＊原発事故被害者の支援に関する基本立法**（議員立法）

~~~~~

3.14 「平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護に推進に関する法律案」提出

3.28 「東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案」提出

3.29 参議院東日本大震災復興特別委員会において両法律案の趣旨説明聴取  
⇒ 両法律案の統合のための与野党協議・合意

~~~~~

6.14 参議院東日本大震災復興特別委員会 法律案草案提出・全会一致で決定

6.15 参議院本会議全会一致可決

6.19 衆議院東日本大震災復興特別委員会 全会一致可決

6.21 衆議院本会議全会一致可決

6.27 公布（平成24年法律第48号）・施行

＊法律の主務官庁？ =政府全体で取り組む（個々の施策の内容から所管する省庁）

・・・「基本方針」=復興庁（復興庁設置法3条）

＊目的（法第1条）

（背景）「被災者」が健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められている。

⇒子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策（「被災者生活支援等施策」）の基本となる事項を定める。

・・・被災者生活支援等施策の推進

⇒「被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与する」

- \* 「被災者」(①一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者、及び②政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされた者並びに③これらの者に準ずる者)

「準ずる者」：指定されない地域居住、しかし一部で基準を越す場合等

### 3. 支援法の内容

#### ① 基本理念(2条) <被災者生活支援等施策を講ずるにあたって>

- \* 災害状況・復興等に関する「正確な情報の提供」
- \* 居住・移動・帰還の選択を自らの意思ができるよう、どの選択も適切に支援
- \* 外部被ばく・内部被ばくに伴う健康上の不安の早期解消への最大限努力
- \* 被災者に対する差別が生じないように、適切な配慮。
- \* 放射線量の低減・健康管理を万全に・子ども及び妊婦に対する特別の配慮
- \* 放射線による影響の長期化のおそれ・支援必要性が継続する間、確実に実施

#### ② 国の責務

「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任」

「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任」

#### \* 被災者生活支援等施策の策定・実施(3条)

#### \* 必要な法制上又は財政上の措置(4条)

#### \* 施策推進に関する「基本方針」の策定(5条)

(推進の基本方向、支援対象地域、基本的事項、推進に関する重要事項等)

～ 事故の影響を受けた地域住民、避難している者の意見の反映

<支援対象地域>：「その地域における放射線量が政府による係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域」(8条1項)

#### ③ 支援法の施策

#### \* 除染等の措置を継続的・迅速に実施するための措置(7条)

#### \* <支援対象地域及び支援対象地域以外の地域で生活する被災者>

<支援対象地域以外の地域から帰還する被災者>

<避難指示区域から避難している被災者の支援>

←○食の安全・安心の確保に関する施策

○子どもの学習等の支援に関する施策

○就業の支援に関する施策

○移動の支援に関する施策

○家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策

= 「必要な施策」(8条～11条)

#### \* 放射線による健康への影響に関する調査・医療の提供等(13条)

### 4. 支援法の問題点

#### ① 加害責任の不明確性

「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任」

「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任」

- \* 国の責任・・・被害者か、被災者か  
国民を保護すべき責任  
原子力推進に伴う社会的責任・・・<加害責任ではないか。

② 被害者の権利が明確でないこと

<原発事故被害者>⇒財産的損害のみならず、生まれ育った生活、環境、社会経済生活、家族・地域住民とのつながりを一瞬にして奪われ、放射線による健康被害の危険にさらされている。

⇒「人としての尊厳をもって」、生活再建をはかる

- \* 支援ではなく、権利性の確認を

③ 政府（特に官僚）の裁量が強いこと

- \* 「基本方針」の存在：「基本方針」がない限り実施なし

- \* 「基本方針」（5条） ⇒ 政府の裁量（国会への事後報告、公表）

大阪弁護士会「国は、支援法の具体化のため早急に「基本方針」を策定すること。その策定にあたっては、支援法第5条第3項に基づき、同方針を策定する委員会を設置し同委員会の構成員に様々な地域に避難している被災者を含める他、積極的に意見交換を行う場を設ける等、具体的かつ積極的に、全国の被災者の声をニーズに集約すること。」

④ 「支援対象地域」が不明確で、政府の裁量が強いこと

- \* 支援法 ⇒ 支援地域に関する支援

特に区域外避難者などへの支援策がなされない危険があること

- \* 「支援対象地域」＝「その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定基準以上である地域」（8条1項）

⇒毎年指定を見直す<付則2条>

大阪弁護士会：少なくとも、年間放射線量1ミリシーベルトを超える地域が対象

市民会議：外部被ばく及び内部被ばくの双方を含め年間追加線量 1 mSv

+福島県は全県指定（分断避ける）／発議者の発言+追加（市町村）

福島県弁護士会会長声明：放射線量だけでなく「福島県」を（分断させない）

## 5. 課題

- \* 抽象的だが、基本法としての意義。⇒要求する運動が決定的

災害救助法を超えるもの・・・同一市町村内避難（借り上げ住宅補助等）

- \* 「基本方針」を早急に確立⇒施策の具体化<被災者の声の反映

- \* 実施する予算の裏付け（⇒25年度予算）<「基本方針」・施策

- \* 「福島復興再生特別措置法」との関係

○福島という地域の復興及び再生に重点 ⇔ ○原発事故による健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられている被災者の生活を守り支える必要との考えから、被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定める。

特別措置法26条（福島県県民健康管理調査）⇔支援法13条（定期的健康診断）

福島県民以外の被災者も国によって必要な施策⇒双方同一内容へ

支援法に基づく医療費の減免 ⇔ 福島県医療費助成事業

福島の無償（18歳未満）⇒医療の範囲に特定の限定なし（福島県内居住者）

支援法13条3項「医療費減免」⇒被災者たる子ども・妊婦（福島県限定なし）

（事故に係る放射線の被ばくに起因しないもの除外）

## 【法律全文】

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年六月二十七日法律第四十八号）

（目的）

**第一条** この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者（以下「被災者」という。）が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策（以下「被災者生活支援等施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

**第二条** 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行われなければならない。

**2** 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。

**3** 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならない。

**4** 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならない。

**5** 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども（胎児を含む。）が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。

**6** 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による影響が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間確実に実施されなければならない。

（国の責務）

**第三条** 国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

**第四条** 政府は、被災者生活支援等施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

**第五条** 政府は、第二条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

**2** 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向

二 第八条第一項の支援対象地域に関する事項

三 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項（被災者生活支援等施策の推進に関し必要な計画に関する事項を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項

**3** 政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

**4** 政府は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

**5** 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(汚染の状況についての調査等)

**第六条** 国は、被災者の生活支援等の効果的な実施に資するため、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染の状況の調査について、東京電力原子力事故により放出された可能性のある放射性物質の性質等を踏まえつつ、当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施するものとする。

**2** 国は、被災者の第二条第二項の選択に資するよう、前項の調査の結果及び環境中における放射性物質の動態等に関する研究の成果を踏まえ、放射性物質による汚染の将来の状況の予測を行うものとする。

**3** 国は、第一項の調査の結果及び前項の予測の結果を随時公表するものとする。

(除染の継続的かつ迅速な実施)

**第七条** 国は、前条第一項の調査の結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとする。

**2** 前項の場合において、国は、子どもの住居、学校、保育所その他の子どもが通常所在する場所（通学路その他の子どもが通常移動する経路を含む。）及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所在する場所における土壌等の除染等の措置を特に迅速に実施するため、必要な配慮をするものとする。

(支援対象地域で生活する被災者への支援)

**第八条** 国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ。）で生活す

る被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に規定する子どもの就学等の援助に関する施策には、学校における学習を中断した子どもに対する補習の実施及び学校における屋外での運動が困難となった子どもに対する屋外での運動の機会の提供が含まれるものとする。

3 第一項に規定する家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策には、学校給食の共同調理場等における放射性物質の検査のための機器の設置に関する支援が含まれるものとする。

4 第一項に規定する放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組には、子どもの保護者等による放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置、学校給食等についての放射性物質の検査その他の取組が含まれるものとし、当該取組の支援に関する施策には、最新の科学的知見に基づき専門的な助言、情報の提供等を行うことができる者の派遣が含まれるものとする。

(支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援)

**第九条** 国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、子どもの移動先における学習等の支援に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けられるようにするための施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援)

**第十条** 国は、前条に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策、当該地域における就業の支援に関する施策、当該地域の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けられるようにするための施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(避難指示区域から避難している被災者への支援)

**第十一条** 国は、政府による避難に係る指示の対象となっている区域から避難している被災者を支援するため、特定原子力事業者 ([原子力損害の賠償に関する法律](#) (昭和三十六年法律第百四十七号) [第三条第一項](#) の規定により東京電力原子力事故による損害の賠償の責めに任ずべき原子力事業者 ([同法第二条第三項](#) に規定する原子力事業者をいう。) をいう。第十九条において同じ。) による損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策 (当該区域における土地等の取扱いに関するものを含む。)、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項に規定する被災者で当該避難前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、前条の施策に準じた施策を講ずるものとする。

(措置についての情報提供)

**第十二条** 国は、第八条から前条までの施策に関し具体的に講ぜられる措置について、被災者に対し必要な情報を提供するための体制整備に努めるものとする。

(放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等)

**第十三条** 国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状態を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるものとする。

**2** 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

**3** 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療（東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映等)

**第十四条** 国は、第八条から前条までの施策の適正な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等及び成果の普及)

**第十五条** 国は、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発（以下「調査研究等」という。）を推進するため、調査研究等を自ら実施し、併せて調査研究等の民間による実施を促進するとともに、その成果の普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

(医療及び調査研究等に係る人材の養成)

**第十六条** 国は、放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材を幅広く養成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携協力)

**第十七条** 国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する高度の知見を有する外国政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解)

**第十八条** 国は、放射線及び被災者生活支援等施策に関する国民の理解を深めるため、放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償との調整)

**第十九条** 国は、被災者生活支援等施策の実施に要した費用のうち特定原子力事業者に対して求償すべきものについて、適切に求償するものとする。



## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 国は、第六条第一項の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。

### 【関連文献・資料】

☆津久井進『大災害と法』（岩波新書）

☆中川素充「原発事故子ども・被災者支援法—概要と問題点について」

(賃金と社会保障1571号23頁／2012年10月上旬号)

☆泉水健宏「『子ども・被災者生活支援法』の成立」（「立法と調査」No. 333）

☆大阪弁護士会「原発事故子ども・被災者支援法第5条に定められた『基本方針』の策定に関する意見書」（2012. 11. 15）

第5条の「基本方針」で定める施策のうち、「支援対象地域の定め方」と「支援対象地域以外の地域で生活する避難者に必要な支援施策」について、意見を述べる。

<意見の趣旨>

第1 国は、支援法の具体化のため早急に「基本方針」を策定すること。その策定にあたっては、支援法第5条第3項に基づき、同方針を策定する委員会を設置し同委員会の構成員に様々な地域に避難している被災者を含める他、積極的に意見交換を行う場を設ける等、具体的かつ積極的に、全国の被災者の声をニーズに集約すること。

第2 国は、「基本方針」において「支援対象地域」（支援法第8条第1項）を定めるにあたっては、少なくとも、年間放射線量1ミリシーベルトを超える地域が対象となるよう定めるべきである。

第3 国は、「基本方針」において盛り込むことが定められた被災者生活支援等の施策の推進に関する基本的方向、同施策に関する基本的な事項等のうち、「支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者の支援」（支援法9条及び10条）につき、少なくとも、以下のことを具体的に盛り込むべきである。

1. 「支援対象地域からの移動の支援に関する施策」として、
2. 「移動先における住宅の確保に関する施策」を定めるにつき、
3. 「子どもの移動先における学習等の支援に関する施策」として、
4. 「移動先における就業の支援に関する施策」として
5. 「移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることが出来るようにするための施策」として、
6. 「支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策」として、
7. 「家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策」として、
8. 「その他支援対象地域以外で生活する被災者支援のための必要な施策」として、
9. 医療に関する施策、心身の健康保持に関する施策として、
10. 「支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援に関する施策」として、

☆福島県弁護士会「原発事故子ども・被災者支援法の支援対象地域に関する会長声明」  
(2012. 11. 20)

「支援対象地域に指定されるか否かによって、生活と環境の完全な回復のために必要な支援を受けられるか否かが決まると言っても過言ではない。・・仮に年間1ミリシーベルト以上を基準とした場合には、基準時の取り方によっては、会津地方など、福島県内であってもこの基準に満たない地域が存在することになる。しかし、放射線量が比較的低い地域であっても『福島県』であるというだけで、いわゆる風評被害を受けてきたという社会的事実が現に存在し、残念ながら『福島県民』であるというだけで謂われなき差別を受ける事例も未だに後を絶たない。すべての県民がこうした被害から解放されることなくして、福島県における生活と環境の完全回復はありえない。」

「支援法は、支援対象地域の指定につき放射線量を基準として掲げているものであるが、法律の性質上、支援対象地域の指定基準を拡大することを禁ずるものではない・・・」

☆原発事故子ども・被災者支援法市民会議「『原発事故子ども・被災者支援法』基本方針に関する要望と提言」(2012. 11. 28)

<被災者の生活支援施策等に関する事項>

\* 支援対象地域に住む被災者への支援策 (①情報提供、②被ばくの低減、③移動教室・自然体験活動・保養)

\* 移動の支援 (高速道路の無料化・転居費用等)

\* 移動先による住宅の確保等

\* 避難した子どもたちのための支援 (編入、補習等)

\* 移動先における就業や生活の支援

\* 地方公共団体との関係の維持及び支援

\* 支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援

\* 支援対象地域の被災者、移動した被災者に対する支援の体制 (常設支援機関)

<被災者の健康管理と医療の支援施策に関する基本的な事項>

\* 健康管理及び医療の体制の構築 (予防原則、常設センター、第三者委員会設置)

\* 健康影響に関する調査

\* 調査データの管理及び開示について

\* 医療費の減免措置

【参考】

平成23 年10月10日災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第1回合同検討会 資料  
＜追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方＞

追加被ばく線量は、空間線量率の測定により確認することができ、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトは、一時間当たりの空間線量率（航空機モニタリング等のNaI シンチレーション式サーベイメータによる）に換算すると、毎時0.23 マイクロシーベルトにあたる。

その考え方は、以下のとおり。

追加被ばく線量の考え方

① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04 マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03 マイクロシーベルトである。

※大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38 ミリシーベルト、年間0.29 ミリシーベルト（文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」（平成23 年8 月26 日））であり、これを一時間当たりに換算（24 時間 × 365 日で割る）した数値

② 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時0.19 マイクロシーベルトと考えられる。（1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4 倍）のある木造家屋）に16 時間滞在するという生活パターンを仮定）

※毎時0.19 マイクロシーベルト × （8時間 + 0.4 × 16 時間） × 365 日 = 年間1ミリシーベルト

③ 航空機モニタリング等のNaI シンチレーション式サーベイメータによる空間線量率の測定では、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分が測定されるため、 $0.19 + 0.04 =$  毎時 0.23 マイクロシーベルトが、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトにあたる。

※通常のNaI シンチレーション式サーベイメータでは宇宙からの放射線はほとんど測定されない

※航空機モニタリングに使用する検出器では宇宙からの放射線も検出するが、その分は差し引かれている

大阪弁護士会・・・少なくとも「1ミリシーベルト」（市民会議）

① ICRP（国際放射線防護委員会）基準

2007年勧告 被ばく状況⇒3タイプ（緊急時、現存、計画）に分類

現存被ばく状況では、年間1ミリシーベルトを目標に状況改善。

② ICRP基準以外の科学的意見

2010年 公衆の被ばく限度を0.1ミリシーベルト以下。職業人2ミリシーベルト以下。

③チェルノブイリ法（1991）

年間平均実効線量が1ミリシーベルトを超える場合・・・移住権、政府の保護策

④我が国の避難状況

福島県民の避難 区域外避難者数 合計50,327人（23.9.22） 県民の約2.5%

~~~~~  
会場カンパありがとうございました。（11月26日）／6500円  
~~~~~

